

加盟店規約

第1条(総則)

本規約は、加盟店の第2条(用語の定義)第2項に定めるものについて、日本国内の店舗、施設において信用販売(第2条(用語の定義)第10項)に定めるものについて、以下同じ)が、当社所定の店舗(以下「カード取扱店舗」という)における新規加盟希望者と、当社との間の契約関係(以下「本契約」という)に基づき定めるもの。なお、本規約は、加盟店が店頭において顧客と行う取引で信用販売について適用されるものとし、店頭のカード等を用いた決済を伴わない通信販売、カタログ販売、インターネット販売等の取引については適用されないものとします。

第2条(用語の定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1.「会員」とは、カード等を正当に所持する者をいいます。

2.「加盟店」とは、本規約を承認するうえ、当社に加盟店登録し、当社が加盟店を承認して加盟店登録(第4条(加盟店登録)第3項)に定めるものについて、以下同じ)を行った新規加盟希望者をいいます。

3.「加盟店契約等」とは、加盟店と決済事業者との間に締結される、加盟店契約および替払契約などにより電子マークの取扱いに関する規約(電子マーク取扱加盟店特約を含む)、コード決済の取扱いに関する規約(コード決済取扱加盟店特約およびコード決済取扱業務代理規約を含む)、ギフト券の取扱いに関する規約(ギフト券取扱加盟店特約)といいます。

4.「決済事業者」とは、当社において決済サービスの取扱いに関する契約を締結している会社ならびに同社と提携しているカード等にかかるプリペイドカード会社、電子マネー事業者およびコード払いサービス事業者といいます。

5.「カード等」とは、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、ギフトカード等(支払手段として用いられるカード等の証票その他の書類)、番号、記号その他の符号を含む)のうち、当社が指定するもの。または当社が加盟店に対する取扱いを承認したものです。また、カード等には将来実用化される支払手段を含むものとします。なお、カード等のうち、決済事業者所定の国際標準規約に則ったICチップが搭載されたプリケーションカードを「ICカード」といいます。

6.「開連契約等」とは、本契約等による加盟店契約等の内容をいいます。

7.「決済サービス」とは、クレジットカード、デビットカード決済、電子マネー決済、コード決済、ギフトカードの使用その他の信用販売を行うことを可能とする支払手段に関する各別サービスの総称をいいます。

8.「実行計画」とは、クレジット取扱セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取扱いにおけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防護対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店が選択することができる事項をまとめて定めた基準として当該実行計画に相当するものを作成)であって、一般社団法人日本クリジット協会のホームページに掲出されるその時ににおける最新のものをいいます。

9.「商品等」とは、加盟店が会員に販売する商品もしくは権利または加盟店が会員に提供する役務をいいます。

10.「信用販売」とは、加盟店が、当社および決済事業者所定の手続きに従い、商品等の代金を会員から直接領収せず、会員のカード等を用いて決済する方法による商品等の販売または提供をいいます。

11.「立替払契約」とは、加盟店が契約に従うべき加盟店と決済事業者の間に成立する、加盟店が会員に対する信用販売により得た売上債権に係る立替え、債務譲渡その他の行為を通じて決済事業者が加盟店への支払いを用意する手続をいいます。

12.「立替払金等」とは、立替払契約その他の基準に基づき、決済事業者が加盟店に引き渡すべき立替金、信用販売代金その他の金員の総称をいいます。

13.「端末機」とは、信用販売においては加盟店に併設する決済端末(以下「端末機」といいます)。

14.「貴賓貸借契約等」とは、カード取扱店舗の第4条(加盟店登録)第2項に定めるものについて、施設所有者その他の権限者と加盟店との間で締結される貴賓貸借契約その他の合意の総称をいいます。

15.「手数料」とは、当社が加盟店から受領する手数料をいいます。

16.「当社契約等」とは、当社と決済事業者との間で締結される、加盟店による決済サービスの利用目的とした決済サービスの加盟店に関する契約(包括代理、代表加盟店、取扱加盟店その他の名称を問わず、また、それら契約の内容となる各種規約および特約を含む)その他の合意の総称をいいます。

17.「非接続決済端末機」とは、端末機のうち、非接続決済端末等を取り扱うためのリーダライタ等の機器およびアダプターコード等を備えたものとをいいます。

18.「枚券番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める法人事番号をいいます。

19.「本契約等」とは、本規約を内容とする本契約および本契約に付随して当社と加盟店との間で締結されたその他の合意の総称をいいます。

20.「IC対応端末機」とは、端末機のうち、ICカードのICチップに格納された情報(以下「IC情報」という)を読み取り、IC情報に基づく決済取引を行うことができる端末機をいいます。

第3条(当社の権限等)

1.当社は、加盟店または新規加盟希望者に代わり、以下の事項を行なう権限を有するものとし、加盟店および新規加盟希望者は、それら権限を敵回不能なものとして当社に付与します。

(1)決済事業者との加盟店契約等の締結

(2)加盟店契約等に関する届出、申請等

(3)信用販売に対する決済事業者からの立替払金等の支払いの受領

(4)前各号の外、当社契約等に基づき、加盟店または新規加盟希望者を代理して行なうこととされている事項

(5)その他、前各号に付随関連する事項または当社が別途指定する事項

2.前項の定めにかかわらず、本規約上で明示的に当社の義務として定められているものおよび別途合意するものと除いて、当社は、加盟店または新規加盟希望者のために前項各号の事項を行なう義務を負わないものとします。

3.本条第1項の定めにかかわらず、加盟店および新規加盟希望者は、自らの費用と責任において、加盟店契約等の内容に変更があった場合にはその変更後の内容を含む

4.その内容に關して一切の責任を負わないものとします。

5.新規加盟希望者が、本契約に基づく信用販売を行うことを希望する場合には、本規約および当社所定の「決済サービス取扱一覧表」(以下「申込書類」と総称して)を提出し(以下「加盟店登録」といいます)。また、当社の請求に応じて所定の加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機使用規約および当社の指示に従い、自らの費用と責任において迅速に対応するものとします。

(1)当社が運営する施設に出店している店舗にて営業を行なう者であること

(2)その他当社が当該と認めた者であること

6.新規加盟希望者は、加盟店および新規加盟希望者に連絡する場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

7.加盟店は、当社が指定する端末機を使用するものとします。

8.加盟店は、当社が加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機の改変または向上に協力するものとし、すべてのカード取扱店舗内での会員の見やすいやこと、当社および決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、当社または決済事業者よりリードの利用を受けた場合は登録の上記の手続等の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、加盟店は、当社または決済事業者、カード等の普及向上のため、その印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地を掲載する場合があることに了承するものとします。

9.加盟店は、上記申込書類、売上票等、端末機、加盟店標識を本規約に定める以外の用途に使用しない場合は、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。

10.加盟店は、本条第8項に基づき端末機を除き、当社または決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、商号、商標、標準その他の商品または営業に関する一切の表示および当社または決済事業者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用してはならず、また、同項に定める場合であっても、当社もしくは決済事業者がそれら表示の使用について中止または禁止を通知した場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

11.新規加盟希望者が、本契約に基づく信用販売を行うことを希望する場合には、本規約および当社所定の「決済サービス取扱一覧表」(以下「申込書類」と総称して)を提出し(以下「加盟店登録」といいます)。また、当社の請求に応じて所定の加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機使用規約および当社の指示に従い、自らの費用と責任において迅速に対応するものとします。

(1)当社が運営する施設に出店している店舗にて営業を行なう者であること

(2)その他当社が当該と認めた者であること

12.新規加盟希望者は、加盟店および新規加盟希望者に連絡する場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

13.加盟店は、当社が指定する端末機を使用するものとします。

14.加盟店は、当社が加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機の改変または向上に協力するものとし、すべてのカード取扱店舗内での会員の見やすいやこと、当社および決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、当社または決済事業者よりリードの利用を受けた場合は登録の上記の手続等の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、加盟店は、当社または決済事業者、カード等の普及向上のため、その印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地を掲載する場合があることに了承するものとします。

15.加盟店は、上記申込書類、売上票等、端末機、加盟店標識を本規約に定める以外の用途に使用しない場合は、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。

16.加盟店は、本条第8項に基づき端末機を除き、当社または決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、商号、商標、標準その他の商品または営業に関する一切の表示および当社または決済事業者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用してはならず、また、同項に定める場合であっても、当社もしくは決済事業者がそれら表示の使用について中止または禁止を通知した場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

17.新規加盟希望者が、本契約に基づく信用販売を行うことを希望する場合には、本規約および当社所定の「決済サービス取扱一覧表」(以下「申込書類」と総称して)を提出し(以下「加盟店登録」といいます)。また、当社の請求に応じて所定の加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機使用規約および当社の指示に従い、自らの費用と責任において迅速に対応するものとします。

(1)当社が運営する施設に出店している店舗にて営業を行なう者であること

(2)その他当社が当該と認めた者であること

18.新規加盟希望者は、加盟店および新規加盟希望者に連絡する場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

19.加盟店は、当社が指定する端末機を使用するものとします。

20.加盟店は、当社が加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機の改変または向上に協力するものとし、すべてのカード取扱店舗内での会員の見やすいやこと、当社および決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、当社または決済事業者よりリードの利用を受けた場合は登録の上記の手続等の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、加盟店は、当社または決済事業者、カード等の普及向上のため、その印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地を掲載する場合があることに了承するものとします。

21.加盟店は、上記申込書類、売上票等、端末機、加盟店標識を本規約に定める以外の用途に使用しない場合は、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。

22.加盟店は、本条第8項に基づき端末機を除き、当社または決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、商号、商標、標準その他の商品または営業に関する一切の表示および当社または決済事業者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用してはならず、また、同項に定める場合であっても、当社もしくは決済事業者がそれら表示の使用について中止または禁止を通知した場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

(1)当社が運営する施設に出店している店舗にて営業を行なう者であること

(2)その他当社が当該と認めた者であること

23.新規加盟希望者は、加盟店および新規加盟希望者に連絡する場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

24.加盟店は、当社が指定する端末機を使用するものとします。

25.加盟店は、当社が加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機の改変または向上に協力するものとし、すべてのカード取扱店舗内での会員の見やすいやこと、当社および決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、当社または決済事業者よりリードの利用を受けた場合は登録の上記の手続等の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、加盟店は、当社または決済事業者、カード等の普及向上のため、その印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地を掲載する場合があることに了承するものとします。

26.加盟店は、上記申込書類、売上票等、端末機、加盟店標識を本規約に定める以外の用途に使用しない場合は、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。

27.加盟店は、本条第8項に基づき端末機を除き、当社または決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、商号、商標、標準その他の商品または営業に関する一切の表示および当社または決済事業者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用してはならず、また、同項に定める場合であっても、当社もしくは決済事業者がそれら表示の使用について中止または禁止を通知した場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

(1)当社が運営する施設に出店している店舗にて営業を行なう者であること

(2)その他当社が当該と認めた者であること

28.新規加盟希望者は、加盟店および新規加盟希望者に連絡する場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

29.加盟店は、当社が指定する端末機を使用するものとします。

30.加盟店は、当社が加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機の改変または向上に協力するものとし、すべてのカード取扱店舗内での会員の見やすいやこと、当社および決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、当社または決済事業者よりリードの利用を受けた場合は登録の上記の手続等の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、加盟店は、当社または決済事業者、カード等の普及向上のため、その印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地を掲載する場合があることに了承するものとします。

31.加盟店は、上記申込書類、売上票等、端末機、加盟店標識を本規約に定める以外の用途に使用しない場合は、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。

32.加盟店は、本条第8項に基づき端末機を除き、当社または決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、商号、商標、標準その他の商品または営業に関する一切の表示および当社または決済事業者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用してはならず、また、同項に定める場合であっても、当社もしくは決済事業者がそれら表示の使用について中止または禁止を通知した場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

(1)当社が運営する施設に出店している店舗にて営業を行なう者であること

(2)その他当社が当該と認めた者であること

33.新規加盟希望者は、加盟店および新規加盟希望者に連絡する場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

34.加盟店は、当社が指定する端末機を使用するものとします。

35.加盟店は、当社が加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機の改変または向上に協力するものとし、すべてのカード取扱店舗内での会員の見やすいやこと、当社および決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、当社または決済事業者よりリードの利用を受けた場合は登録の上記の手続等の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、加盟店は、当社または決済事業者、カード等の普及向上のため、その印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地を掲載する場合があることに了承するものとします。

36.加盟店は、上記申込書類、売上票等、端末機、加盟店標識を本規約に定める以外の用途に使用しない場合は、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。

37.加盟店は、本条第8項に基づき端末機を除き、当社または決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、商号、商標、標準その他の商品または営業に関する一切の表示および当社または決済事業者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用してはならず、また、同項に定める場合であっても、当社もしくは決済事業者がそれら表示の使用について中止または禁止を通知した場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

(1)当社が運営する施設に出店している店舗にて営業を行なう者であること

(2)その他当社が当該と認めた者であること

38.新規加盟希望者は、加盟店および新規加盟希望者に連絡する場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

39.加盟店は、当社が指定する端末機を使用するものとします。

40.加盟店は、当社が加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機の改変または向上に協力するものとし、すべてのカード取扱店舗内での会員の見やすいやこと、当社および決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、当社または決済事業者よりリードの利用を受けた場合は登録の上記の手続等の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、加盟店は、当社または決済事業者、カード等の普及向上のため、その印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地を掲載する場合があることに了承するものとします。

41.加盟店は、上記申込書類、売上票等、端末機、加盟店標識を本規約に定める以外の用途に使用しない場合は、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。

42.加盟店は、本条第8項に基づき端末機を除き、当社または決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、商号、商標、標準その他の商品または営業に関する一切の表示および当社または決済事業者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用してはならず、また、同項に定める場合であっても、当社もしくは決済事業者がそれら表示の使用について中止または禁止を通知した場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

(1)当社が運営する施設に出店している店舗にて営業を行なう者であること

(2)その他当社が当該と認めた者であること

43.新規加盟希望者は、加盟店および新規加盟希望者に連絡する場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

44.加盟店は、当社が指定する端末機を使用するものとします。

45.加盟店は、当社が加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機の改変または向上に協力するものとし、すべてのカード取扱店舗内での会員の見やすいやこと、当社および決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、当社または決済事業者よりリードの利用を受けた場合は登録の上記の手続等の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、加盟店は、当社または決済事業者、カード等の普及向上のため、その印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地を掲載する場合があることに了承するものとします。

46.加盟店は、上記申込書類、売上票等、端末機、加盟店標識を本規約に定める以外の用途に使用しない場合は、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。

47.加盟店は、本条第8項に基づき端末機を除き、当社または決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、商号、商標、標準その他の商品または営業に関する一切の表示および当社または決済事業者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用してはならず、また、同項に定める場合であっても、当社もしくは決済事業者がそれら表示の使用について中止または禁止を通知した場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

(1)当社が運営する施設に出店している店舗にて営業を行なう者であること

(2)その他当社が当該と認めた者であること

48.新規加盟希望者は、加盟店および新規加盟希望者に連絡する場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

49.加盟店は、当社が指定する端末機を使用するものとします。

50.加盟店は、当社が加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機の改変または向上に協力するものとし、すべてのカード取扱店舗内での会員の見やすいやこと、当社および決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、当社または決済事業者よりリードの利用を受けた場合は登録の上記の手続等の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、加盟店は、当社または決済事業者、カード等の普及向上のため、その印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地を掲載する場合があることに了承するものとします。

51.加盟店は、上記申込書類、売上票等、端末機、加盟店標識を本規約に定める以外の用途に使用しない場合は、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。

52.加盟店は、本条第8項に基づき端末機を除き、当社または決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、商号、商標、標準その他の商品または営業に関する一切の表示および当社または決済事業者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用してはならず、また、同項に定める場合であっても、当社もしくは決済事業者がそれら表示の使用について中止または禁止を通知した場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

(1)当社が運営する施設に出店している店舗にて営業を行なう者であること

(2)その他当社が当該と認めた者であること

53.新規加盟希望者は、加盟店および新規加盟希望者に連絡する場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

54.加盟店は、当社が指定する端末機を使用するものとします。

55.加盟店は、当社が加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機の改変または向上に協力するものとし、すべてのカード取扱店舗内での会員の見やすいやこと、当社および決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、当社または決済事業者よりリードの利用を受けた場合は登録の上記の手続等の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、加盟店は、当社または決済事業者、カード等の普及向上のため、その印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地を掲載する場合があることに了承するものとします。

56.加盟店は、上記申込書類、売上票等、端末機、加盟店標識を本規約に定める以外の用途に使用しない場合は、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。

57.加盟店は、本条第8項に基づき端末機を除き、当社または決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、商号、商標、標準その他の商品または営業に関する一切の表示および当社または決済事業者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用してはならず、また、同項に定める場合であっても、当社もしくは決済事業者がそれら表示の使用について中止または禁止を通知した場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

(1)当社が運営する施設に出店している店舗にて営業を行なう者であること

(2)その他当社が当該と認めた者であること

58.新規加盟希望者は、加盟店および新規加盟希望者に連絡する場合は、直ちに当該通知に従うものとします。

59.加盟店は、当社が指定する端末機を使用するものとします。

60.加盟店は、当社が加盟店登録料を支払った後、当社の承認および第3項に定める加盟店登録料を支払ったとき、端末機の改変または向上に協力するものとし、すべてのカード取扱店舗内での会員の見やすいやこと、当社および決済事業者登録の加盟店標識を掲示するほか、当社または決済事業者よりリードの利用を受けた場合は登録の上記の手続等の要請を受けたときは、これに応じるものとします。なお、加盟店は、当社または決済事業者、カード等の普及向上のため、その印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地を掲載する場合があることに了承するものとします。

61.

る疑いがあると当社が認めた場合

(7) 加盟店が本契約等に違反し、またはそのおそれがある場合

(8) 割賦販売その他の関連法令に基づき調査を行う必要がある場合

(9) 前各号に準じ、当社または決済事業者が必要と判断した場合

2. 前項の調査にあたって、当社が加盟店に対して求めた場合、加盟店は、当社または決済事業者に對して、以下の資料を提出するものとします。

(1) 信用販売会から商品の明細(個別の商品等の名称、数量、代金額の判明する帳票)

(2) パンフレット、説明書その他の会員に対する勧説に用いた資料

(3) 商品等の申込を説明する資料

(4) 商品等の入れに関する証跡および会員作成にかかる領書等

(5) 商品等の販売または役務の提供を行った際で加盟店が作成した書類・記録

(6) その他当該調査を行なうにあつて当社または決済事業者が必要と判断する資料

3. 加盟店は、当社または決済事業者が会員からの申し出に對する前二回の調査を行なう場合または本条第1項(4)に該当するにあつて、当社または決済事業者が割賦販売その他の関連法令に基づき調査を行なう場合、その他の当社または決済事業者が加盟店から会員の情報等を受領するごとに当該理由がある場合、会員等に対する守秘義務または個人の権利の保護に関する法律等を理由として、前二項の調査協力および資料の提出を拒否してはならないものとします。

4. 加盟店は、当社または決済事業者が求めた場合、速やかに、計算書類等(加盟店が会社の場合には、会社法に定める計算書類、事業報告およびこれらの開示書類をいり、加盟店が会社以外の法人または個人事業主の場合は、これに準ずるものと)、その他加盟店の事業内容、資産内容および決済内容に對する書類を表示するものとします。

5. 加盟店は、カード番号等につき漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明またはその可能性があることを認識した場合には、直ちに当社に連絡するものとし、当社または決済事業者から指示があった場合にはこれに従うものとします。

6. 当社は、加盟店から前項の連絡を受けた場合または加盟店にカード番号等につき漏洩等もしくは目的外利用の事実があると合理的な理由に基づき判断する場合には、加盟店にて、漏洩等または目的外利用の事実の有無、状況に關する報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。

7. 加盟店は、本条第1項(5)に該当する場合で当社または決済事業者から指示があったときまたは加盟店が必要と判断したときは、加盟店が所在する所轄警察署等へ同号のカード等による売上等に關する書類を提出するものとします。

第16条(差押等の場合の処理)
本契約等に基づき加盟店が当社に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、押納処分等があつた場合、当社は、それら差押等に從つて当該債権を扱うことができるものとし、それによることに従うものとします。

第17条(情報の収集および利用等)

加盟店およびその代表者は本規約加盟店希望者およびその代表者(以下「加盟店等」と総称してい)う)は、当社が本条第1項(1)から(5)に定める加盟店等の情報(以下「加盟店情報」と総称してい)う)のうち情報につき、必要な保護措置を行なううえ、以下のとおり取り扱うことになります。

(1) 加盟申請に付する審査(加盟店等に於ける申請等の取扱いを含む)、以下同じ)、加盟店として登録された後における管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行および取引歴(以下かかる審査等にかかるカードおよびカード等利用促進にかかる業務のために、以下の加盟店情報を収集、利用すること)

① 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、口座情報、法人番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が加盟店申込および変更届出時に届け出た事項

② 加盟店登記料、加盟店、端末機の識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等の加盟店等と当社との取引に関する事項

③ 加盟店のカードの取扱い等(オーリエーション申請にかかる情報を含む)

④ 当社または決済事業者が加盟店等のカード利用履歴(加盟店等がカード等の保有者としてカード等を利用して商品等の購入等を行なった歴史をいう)

⑤ 加盟店等の営業許可等の認証書類の記載事項

⑥ 当社または決済事業者が適正かつ合法な方法で収集した登記簿、住民票等、公的機関が発行する書類または公表する情報(記載または記述された事項)

⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

⑧ 当社または決済事業者が加盟店等に申請等を認めなかつた場合、その事実および理由

⑨ 諸取引規則等に従つて実施された事実やその内容および当該内容について、当社または決済事業者が会員および他の会員に対する調査等をした結果

⑩ 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実やその内容(特定商取引に関する法律等に違反し、公表された情報等)および当該内容について、加盟店が信用情報機関(加盟店等に関する情報の収集および加盟店に対する該情報の提供を業とするもの)および加盟店が信用情報機関の加盟店員が調査収集した情報

⑪ 地方、決済事業者または加盟店が信興所から提供を受けた内容(倒産情報等)

(2) 以下の目的のために、加盟店情報のうち前号から(2)の情報を利用すること、ただし、加盟店等が本条第2項に定める営業案内について中止を申出た場合、当社は営業運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、本条は、第25条(契約解除)に基づく当社による本契約等の解除その他の権利行使を行なうものとします。

(1) 当社が本規約または本規約に付随する特約に基づいて行う業務

(2) 宣伝物等の送付等、決済事業者または加盟店等の営業案内

(3) 当社がクレジットカード事業その他の事業(当社款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発

(3) 本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること

第18条(加盟店情報の取扱いに関する不同点)

当社は、加盟店等に加盟店申込に必要な事項の記載を希望しない場合または第17条(情報の収集および利用等)に定める加盟店の情報等に付随するものとし、加盟店等が本規約に付随する特約に基づく当社による申出は当社に提出せしめば窓口へ連絡するものとします。

(1) 当社が本規約または本規約に付随する特約に基づいて行う業務

(2) 宣伝物等の送付等、決済事業者または加盟店等の営業案内

(3) 当社がクレジットカード事業その他の事業(当社款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発

(3) 本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること

1. 当社が加盟店申込を希望しない場合であつても加盟店申込した事実は、承諾をしない理由の如何を問わず、第17条(情報の収集および利用等)に定める限り(ただし、同条第1項(2)に定める個人情報を利用した営業案内等の除外)に付随するものとします。

2. 当社は、加盟店契約終了後または決済サービスの一部の取扱いの終了後も業務上必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第19条(契約不成立または契約終了後の加盟店情報の利用)

1. 当社が加盟店申込を希望しない場合であつても加盟店申込した事実は、承諾をしない理由の如何を問わず、第17条(情報の収集および利用等)に定める限り(ただし、同条第1項(2)に定める個人情報を利用した営業案内等の除外)に付随するものとします。

2. 当社は、加盟店契約終了後または決済サービスの一部の取扱いの終了後も業務上必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

3. 加盟店は、本条第3項但書に該当するか否かにかかわらず、本契約等に基づいて知り得た会員の氏名、カード番号(全柄が一部の軒号を問わない)以下、本条において同じ)その他のカード等および会員に関する情報(以下「カード番号等」と総称してい)う)ならびに手数料率を含む当社および

2. 以下のいずれかに該当する場合、加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行うことができない場合があることを承諾するものとします。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信施設設備障害、コンピューターシステムもしくはネットワークシステムの障害異常、戦争等の不可抗力により、カード等の取扱いが不能となった場合はまたはその取扱いが困難であると当社もしくは決済事業者が判断したとき

(2) 信用販売を行なうために必要な機器(端末機を含む)、ソフトウェアおよび通信回線(以下「機器等」とい)う)に故障、不具合等があった場合、機器等が停止した場合、機器等が加盟店に配布されなかつた場合その他の機器等に関するものとします。

3. 当社は、カード番号等について、売上票(加盟店控)を第9条(信用販売)第7項に基づき破棄するまでの間、限り保管することができるものとし、その後は自己の責任と費用において、情報管理の制度、システムの整備、改正、社内規定の整備、從業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。

4. 加盟店は、カード番号等について、売上票(加盟店控)を第9条(信用販売)第7項に基づき破棄するまでの間、限り保管することができるものとし、その後は自己の責任と費用において、カード番号等の一切を破棄しなければならないものとします。ただし、決済事業者が指定する範囲内で、それらの情報の一部を保有することができるものとします。なお、前文にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化、実業計画の改定その他の事由により、加盟店が実施する措置が実行計画に掲げられた措置または決済事業者の指定する基準に該当しないそれが生じたときその他のカード番号等の漏洩等の防止のために必要があると決済事業者が認めるべきには、加盟店がそれらの情報を保有することができるを禁ずる旨を明示する場合その他の機器等に関する支障等があつたとき

(3) コンピューターシステムまたはネットワークシステムの保守等が必要であると当社または決済事業者が判断したとき

4. 加盟店は、本契約等が終了した場合、自己の責任と費用において直ちに該当終了した部分にかかるカード等につき、すべての加盟店標識をとりはずし、広告媒体から当該カード等の取扱いに関するすべての記述、表示等を削除するものとします。なお、本条、第24条(契約解除)もしくは第25条(契約解除)による本契約等の終了または加盟店が立派な業者を支払うべき損害を支払う義務その他の義務を負わないものとします。

4. 加盟店は、本契約等が終了した場合、自己の責任と費用において直ちに該当終了した部分にかかるカード等につき、広告媒体から当該カード等の取扱いに関するすべての記述、表示等を削除するものとします。

5. 加盟店は、カード番号等につき漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明またはその可能性があることを認識した場合には、直ちに当社に連絡するものとし、当社または決済事業者から指示があった場合にはこれに従うものとします。

6. 当社は、加盟店から前項の連絡を受けた場合または加盟店にカード番号等につき漏洩等もしくは目的外利用の事実があると合理的な理由に基づき判断する場合には、加盟店にて、漏洩等または目的外利用の事実の有無、状況に關する報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。

7. 加盟店は、本条第1項(5)に該当する場合で当社または決済事業者から指示があったときまたは加盟店が必要と判断したときは、加盟店が所在する所轄警察署等へ同号のカード等による売上等に關する書類を提出するものとします。

8. 前項にかかる場合に該当する場合、加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なうことができない場合があることを承諾するものとします。

9. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

10. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

11. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

12. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

13. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

14. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

15. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

16. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

17. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

18. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

19. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

20. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

21. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

22. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

23. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

24. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

25. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

26. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

27. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

28. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

29. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

30. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

31. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

32. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

33. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

34. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

35. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

36. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

37. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

38. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

39. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

40. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

41. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

42. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

43. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

44. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

45. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

46. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

47. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

48. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

49. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

50. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

51. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

52. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

53. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

54. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

55. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

56. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

57. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

58. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

59. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

60. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

61. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

62. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

63. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

64. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

65. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

66. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

67. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

68. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

69. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

70. 加盟店は、本契約等に基づく信用販売(決済サービスの一部のみの取扱いを含む)を行なう場合またはその他の場合において、加盟店の取扱いを終了することができるものとします。

<